

北海道消費生活条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- 高齢者等の消費者被害の深刻化等に対応し、消費者の安全・安心の確保を図るため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）の改正が行われた（平成 28 年 4 月 1 日施行）。
- これにより都道府県は消費生活センターの組織及び運営に関する事項及び消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項について条例で定めることとされた。
- このため、北海道立消費生活センター（以下「センター」という。）について規定している北海道消費生活条例（平成 11 年条例第 43 号）の一部改正を行おうとするもの。
- なお、センターの管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定を受けた法人その他の団体に行わせることとなっている。

2 改正の主な内容

- (1) 消費者安全法施行規則の基準を踏まえ、次の事項を条例に新設

区 分	内 容
センターの組織及び運営に関する事項	センターの事務を掌理するセンター長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置くこと
	法の規定による消費生活相談員資格試験に合格した者等を消費生活相談員として置くこと
	消費生活相談員の任用に際して、その回数や年数により一律に制限を設けることなく、同一の者を再度任用することは排除されないことなど、消費生活相談員の適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずること
	消費生活相談等の事務に従事する者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること
消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項	消費生活相談等の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること

- (2) 消費者安全法の改正の趣旨を踏まえ、消費生活相談等の事務に従事する者等に対し、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨の規定を新設
- (3) (2)の規定に違反して秘密を漏らした者に対する罰則規定を新設
- (4) その他所要の整備を実施

3 今後のスケジュール

- (1) パブリックコメントの実施：平成 27 年 11 月 5 日～12 月 4 日
- (2) 条例案の提案：平成 28 年第 1 回北海道議会定例会を予定
- (3) 条例の施行：平成 28 年 4 月 1 日を予定